

別表（第2条関係）

補助事業名	地域づくり活動応援事業
補助事業の目的	地域団体が他団体と協働して実施する、地域の課題解決につながる取組や、地域の活性化のために行う事業を支援することで、地域団体が行動力を高め、社会的活動をより活発に展開することを通じてコミュニティの充実強化につなげ、地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組みの推進を図る。
補助事業の対象となる者	<p>1 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織、NPO など、中播磨地域を基盤に活動を行う地域団体</p> <p>2 中播磨地域で活動している団体やこれらの団体で構成する実行委員会</p> <p>※ なお、1つの団体で申請できるのは1事業までとする。</p> <p>また、兵庫県から「県民交流バス」など、他の補助金を受ける事業は対象外とする。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>1 下記に規定する地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組みに対する補助金並びに補助金の支払いに要する経費</p> <p>(1) 一般枠事業</p> <p>次の基準のいずれにも該当し内容が優れたもの</p> <p>①地域団体の企画力の強化、情報・ネットワーク機能の強化、又は組織基盤・事務局機能の強化のための新しい取り組みであること</p> <p>②他の地域団体のモデルとなること</p> <p>③地域社会の共同利益の実現につながる事</p> <p>④他の団体と協働し取り組む事業であること</p> <p>ただし、2団体以上の団体が実行委員会組織を設け実施する場合はこの限りではない</p> <p>(2) 重点枠事業</p> <p>① 「銀の馬車道」魅力UP事業（銀馬車枠）</p> <p>日本遺産に認定された「銀の馬車道・鉱石の道」を題材に、来訪客のおもてなしに資する取り組みや、地域の活性化に繋がるイベント等で、内容が優れたもの</p> <p>② カーボンニュートラル推進事業（カーボン枠）</p> <p>カーボンニュートラルに関する脱炭素社会の実現に向けた取組やイベント等で、内容が優れたもの</p> <p>③ 子育て応援事業（子育て枠）</p> <p>地域の子育てを支援する取組やイベント等で内容が優れたもの</p> <p>④ SDGs 推進・環境美化活動推進事業（環境美化活動枠）</p> <p>SDGs の啓発や意識向上につながる環境美化のための取組やイベン</p>

	<p>ト等で内容が優れたものであり、ひょうご SDGs 推進と連携した内容を掲げるもの</p> <p>なお、対象となる団体は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般枠、カーボン枠、子育て枠、環境美化活動枠 <p>中播磨地域で活動している地域団体（単位組織だけでなく小中学校区・市町域等の連合組織や、地域団体が参加する実行委員会、地域団体と連携して取り組む NPO 法人・学生団体等も含む。）</p> <p>なお、この実施手順でいう「地域団体」は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中播磨地域の中の、一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること ② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること ③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入可能であること ④ 規約や代表者を定めていること <ul style="list-style-type: none"> ・銀馬車枠 <p>中播磨地域で活動している団体やこれらの団体で構成する実行委員会とする。</p> <p>※ 補助対象経費・補助対象外経費は別記のとおり</p>
補助率	定 額
補助金の額	<p>予算の範囲内の額で、1 事業あたり 50 千円以上 500 千円以内とし、10 千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>ただし、環境美化活動枠については 1 事業あたり 50 千円以上 100 千円以内とし、10 千円未満の端数は切り捨てる。</p>
適用除外する条項	_____
その他の事項	_____

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業計画書 (別紙 1)・収支予算書 (別紙 2)・団体概要 (別紙 3) ※収支予算書の提出を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略と記載。
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額の増額を伴わない範囲での経費配分の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する場合
	(添付書類) 第 3 条に準ずる
	(指定期日) 必要の生じた日から 20 日以内 ただし、当該年度の 3 月 10 日を限度とする。 なお、環境美化活動枠については当該年度の 3 月 20 日を限度とする。
	(添付書類) 第 3 条に準ずる。
	(指定期日) 別途通知する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときに、別途通知する。
第 1 1 条	(添付書類) 事業実績報告書 (別紙 4)・収支決算書 (別紙 5)・領収書総括表 (別紙 6) ※収支予算書の提出を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略と記載。
	(指定期日) 事業完了後 30 日以内又は令和 5 年 3 月 15 日のいずれか早い日 ただし、環境美化活動枠については事業完了後 30 日以内又は令和 5 年 3 月 20 日のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) _____